



東大阪市
からの
お知らせ

生産緑地をお持ちの全ての方へ 「特定生産緑地」の指定を ご検討ください！



■引き続き生産緑地として税の優遇措置を受けながら営農するためには「特定生産緑地」の指定が必要です！

指定から30年経過後もこれまでと同様の税の優遇措置を受ける場合は「特定生産緑地」の指定が必要です。

区分	生産緑地以外の市街化区域内農地	生産緑地	
		指定から30年経過後特定生産緑地の指定を受けなかった場合	指定から30年まで又は特定生産緑地の指定を受けた場合
固定資産税の課税	宅地並み評価 宅地並み課税	宅地並み評価 宅地並み課税	農地評価 農地課税
相続税の納税猶予	納税猶予なし	納税猶予なし <small>現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除</small>	納税猶予あり 終身営農で免除
都市計画制限	特になし	買取り申出可能 建築制限あり	30年 (特定生産緑地は 10年) 建築制限あり

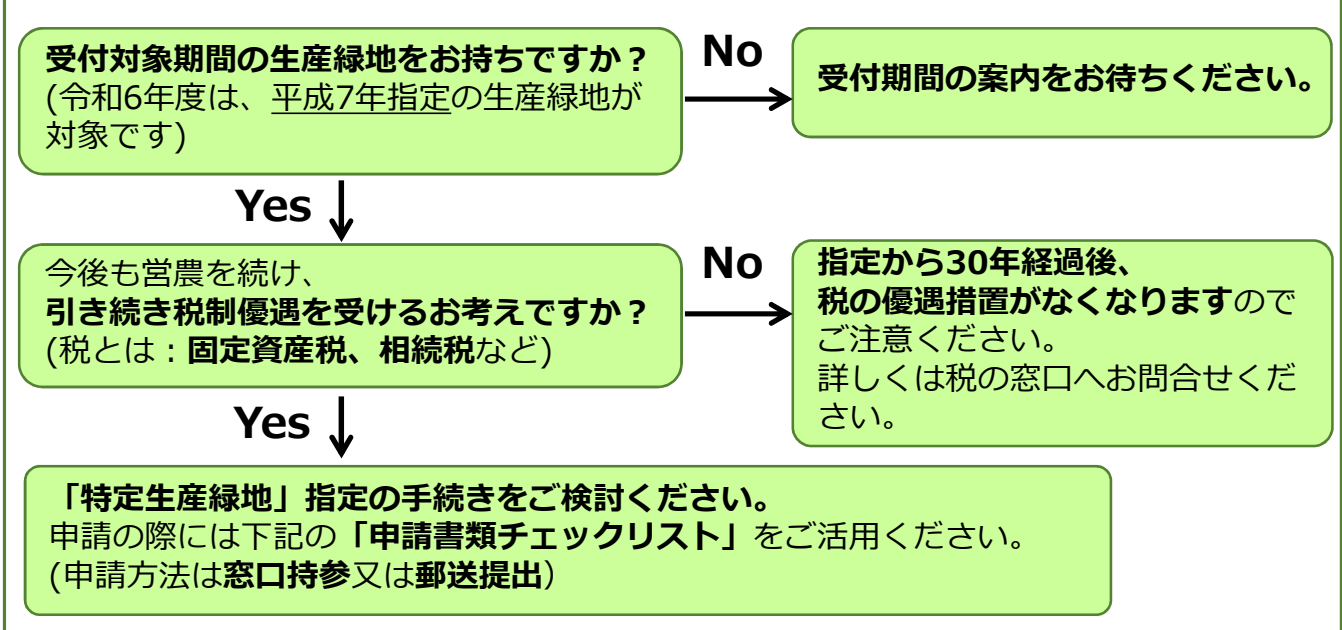
■「特定生産緑地」の指定には期限があります！

生産緑地の**当初指定から30年を経過すると「特定生産緑地」の指定はできません。**お早目にご検討いただき、手続きをお願いします。

生産緑地の指定年度	受付期間
平成7年	受付中 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
平成8年	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
平成9年以降	詳しくはウェブサイト等でお知らせします

お持ちの生産緑地の指定年度がわからない場合は、生産緑地の地番をご確認の上、都市計画室までお問い合わせください。

■ 「特定生産緑地」 指定にあたっての検討フローチャート



■ 申請書類チェックリスト

チェック	申請書類	確認事項など
<input type="checkbox"/>	① 特定生産緑地指定申請兼 同意確認書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・1筆につき1枚提出が必要です。 ・申請者も農地等利害関係人欄に記載ください。 ・連絡先も忘れず記載ください。 ・実印を押印ください。
<input type="checkbox"/>	② 位置図 (付近見取図)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図のコピーなどに指定する範囲をお示しください。
<input type="checkbox"/>	③ 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね全体が写るようお願いします。 ・複数枚になっても結構です。
<input type="checkbox"/>	④ 登記事項証明書 (全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で取得してください。 ・発行日から3か月以内のものが有効です。
<input type="checkbox"/>	⑤ 公図	
<input type="checkbox"/>	⑦ 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所で取得してください。 ・発行日から3か月以内のものが有効です。 ・法人の場合は印鑑証明書及び代表者事項証明書等が必要です。 その場合は、法務局で取得してください。
※以下は該当する方のみ		
<input type="checkbox"/>	⑥ 地積測量図等の面積を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の一部を指定する場合に必要です。
<input type="checkbox"/>	⑧ 住所の沿革を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等利害関係人の現住所が登記事項証明書の記載住所と異なる場合などに必要です。 ・住民票や住居表示等変更証明書などを添付してください。
<input type="checkbox"/>	⑨ 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人による申請の場合に必要です。

※複数筆を同時に申請する場合、①④以外の書類で兼ねることができるものの提出は1部で結構です。

※書類の不備、不足などがありましたら訂正、追加提出を求めますのでご了承ください。